

有 田 川 町
第3期 障害福祉計画
(素案)

平成23年 2月

有 田 川 町

～目 次～

第1章 計画策定の概要.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 計画の位置付け.....	6
第3節 障害福祉計画の基本理念.....	8
第2章 障害のある人の現状.....	9
第1節 統計からみる現状.....	10
第3章 福祉サービスの提供.....	15
第1節 障害福祉計画の概要・実施状況.....	16
第2節 サービス提供における基本的方針.....	22
第3節 平成26年度に向けた数値目標.....	24
第4節 障害福祉サービス.....	27
第5節 地域生活支援事業.....	37
第6節 障害児通所支援サービス等.....	44
第7節 円滑なサービス提供のための支援.....	48
第4章 計画の推進体制.....	50
1. 国・県及び近隣市町との連携.....	51
2. 共助による地域支援の推進.....	51
3. 関係機関における連携.....	51
4. 計画の評価・検討.....	51

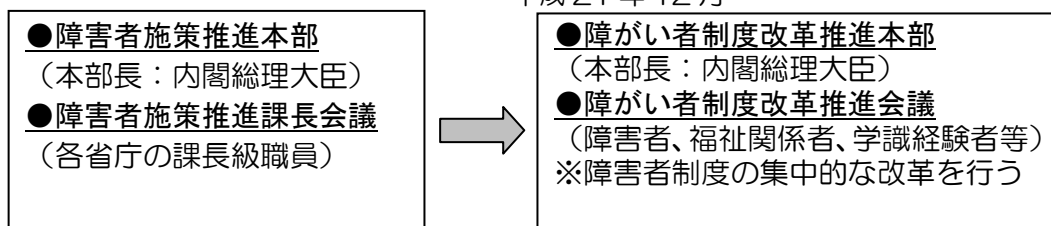
第 1 章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

1. 国の動向

国の障害保健福祉施策においては、平成14年12月に国の障害者施策の基本的方向を定めた新たな「障害者基本計画（平成15年度～24年度）」及び重点的に実施する施策やその達成目標を定めた「重点施策実施5か年計画（前期：平成15～19年度、後期：平成20～24年度）」が策定され、障害のある人の自立と社会参加に向けた施策の一層の推進が図られることとなりました。また、平成22年1月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正や、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、さらに、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定など、現在、国では新たな制度設計に向けた取り組みが行われています。

■障害者施策推進体制の変更



■障がい者制度改革推進協議会について

- ・月2回程度のペースで開催されています（震災後は一時中断されていました）。
- ・障害者基本法、障害者基本計画、障害者権利条約に即して、障害者制度の基本的なあり方、障害者の権利利益の保護、虐待等の防止、教育、雇用等の分野別に意見。
- ・平成22年6月7日に制度の基本的な方針に関する第一次意見の取りまとめが行われ、平成22年12月17日には制度改革の重要方針に関する第二次意見の取りまとめが行われました。

■制度改革の主なスケジュール

- ・障害者基本法改正（平成23年7月29日成立）
- ・障害者総合福祉法案（仮称）の提出（平成24年）
- ・次期障害者基本計画決定（平成24年12月）
- ・障害者総合福祉法案（仮称）の施行（平成25年8月まで）

2. 福祉制度

福祉サービスにおいては、平成 15 年度から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。また、平成 18 年 4 月には、障害のある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が施行されています。

この法が制定された背景には、支援費制度の開始に伴うサービス量の増加による公的負担の増大や、支援費制度では精神障害のある人が対象から除外されていること、地域生活への移行、就労支援などの新たな課題への対応が必要となったことにあります。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについて様々な意見があり、これまで所要の政省令の改正が実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たに、制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備や応能給付等を内容とする制度として、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定などが予定されています。また、平成 22 年 12 月には、「障害者総合福祉法(仮称)」の制定までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法の改正を盛り込んだ、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。

障害者自立支援法等の一部改正(注)の概要(平成 22 年 12 月)

- ①利用者負担の見直し(平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行)
 - －利用者負担について、応能負担を原則に
 - －障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ②障害者の範囲の見直し(公布日施行)
 - －発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ③相談支援の充実(平成 24 年 4 月 1 日施行)
 - －相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
 - －支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④障害児支援の強化(平成 24 年4月1日施行)

- ー児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど)
- ー放課後型のデイサービス等の充実
- ー在園期間の延長措置の見直し(18 歳以上の入所者については障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)

⑤地域における自立した生活のための支援の充実(平成 24 年4月1日までの政令で定める日から施行)

- ーグループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ー重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設(個別給付化)

(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6):公布日施行

(2)(4)(5):平成 24 年4月1日までの政令で定める日(平成 24 年4月1日(予定))から施行

また、平成 22 年 4 月より、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者の負担上限月額が変更になり、町民税非課税世帯については、利用料が無料になっています。

3. 有田川町障害福祉計画の策定

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などサービスを一元的に提供する制度となりました。

本町では、平成 17 年度に障害者自立支援法に基づく「有田川町障害福祉計画」(平成 18 年度～20 年度)を策定し、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成 20 年度には、「有田川町第 2 期障害福祉計画」(平成 21 年度～23 年度)を策定しました。

このたび、平成 23 年度をもって第 2 期計画の期間が終了することから、国・県の動向や、本町におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、障害福祉施策の充実に向け、平成 26 年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量などを定めた「有田川町第 3 期障害福祉計画」を策定します。

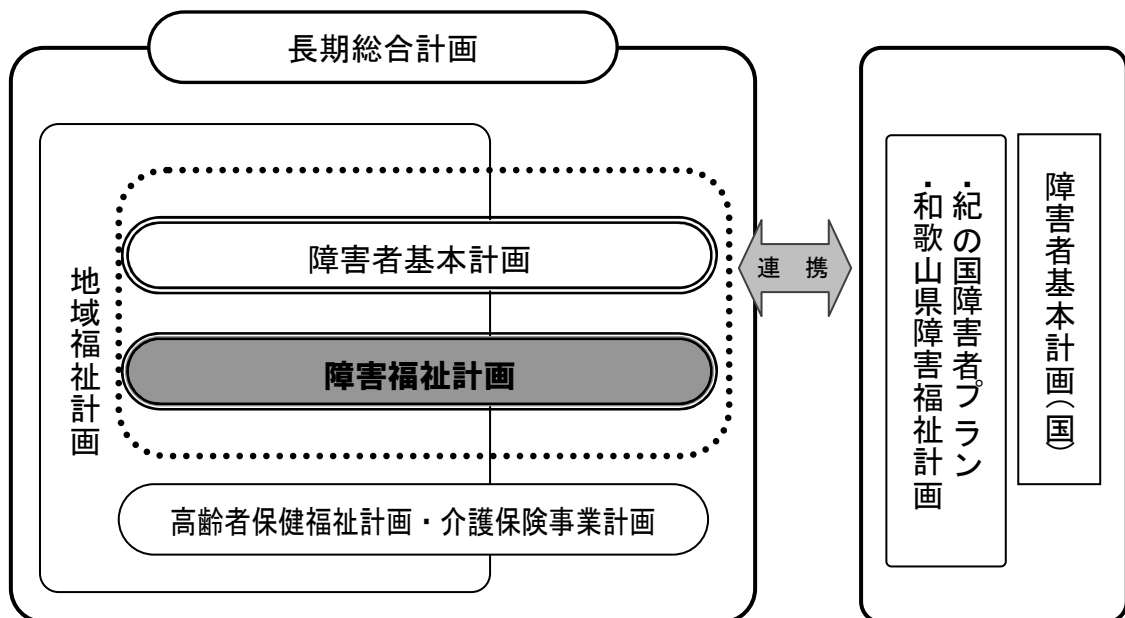
第2節 計画の位置付け

1. 法的位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定したものです。また、「第一次有田川町長期総合計画」の部分計画である「有田川町障害者計画」を上位計画としており、計画の最終年度である平成26年度までの3年間の目標及び障害福祉サービス等の具体的なサービス量について定めたものです。

また、計画の内容については国の「障害者基本計画」及び県の「第3次和歌山県障害者計画（紀の国障害者プラン2004改正）」等の関連計画を踏まえたものとし、「有田川町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種計画との整合性を持つものとします。

◇他計画との関連性



2. 計画の期間

本計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの第 2 期計画を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で第 3 期と定めます。

なお、計画期間中における関連制度、法令等の改正や社会情勢の変化に対応等により、必要に応じて随時見直しを行います。

平成 21 年度 ~ 平成 23 年度	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	平成 27 年度 ~
(第 2 期)		
見直し	障害福祉計画 (第 3 期)	
	見直し	(第 4 期)

第3節 障害福祉計画の基本理念

有田川町第3期障害福祉計画では、これまでの障害者計画及び障害福祉計画の基本理念を踏襲し、各種施策を展開するものとします。

地域 活き活き、豊かな安心のまち ありがたがわ

すべての人は基本的人権が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しており、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加できることが求められます。

有田川町では、住民の高齢化の進行や若年層の減少、生活様式の変化等とともに、障害のある人を取り巻く生活環境は変わってきており、福祉の充実により地域の人々が安心して過ごせるまちづくりが必要となっています。また、今後、行政による福祉サービスの提供とともに、地域でできることはお互いに助け合いながら、自分たちで行う「共助」の発想による、相互補完的な地域福祉の充実が求められます。

本計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、有田川町にお住まいの障害のある人が、福祉サービスの提供をはじめ、広範にわたる障害のある人の地域生活を支援する施策を通して、可能な限り自立して快適に暮らせるような取り組みを行うことを目指すものとなります。障害の有無にかかわらず、だれもが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりのなかで、豊かに、安心して暮らすことのできる、やすらぎのまちづくりを目指します。

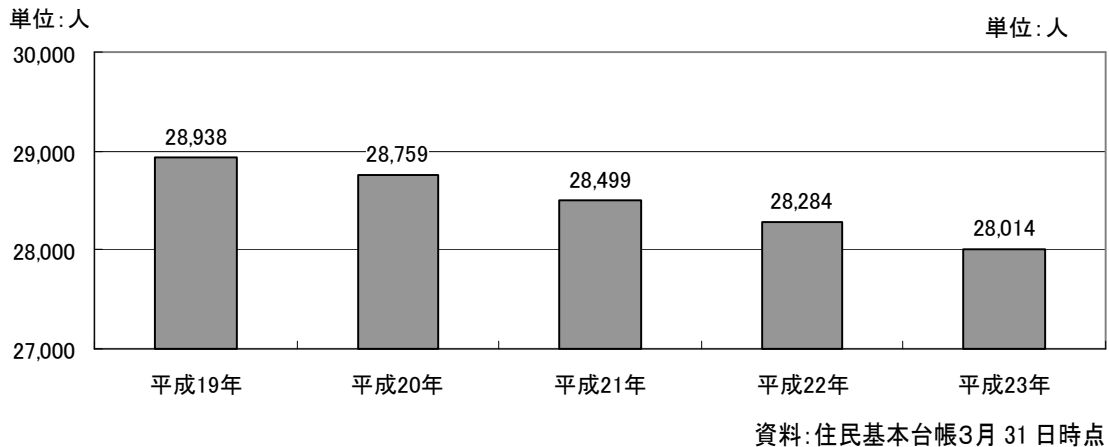
第2章 障害のある人の現状

第1節 統計からみる現状

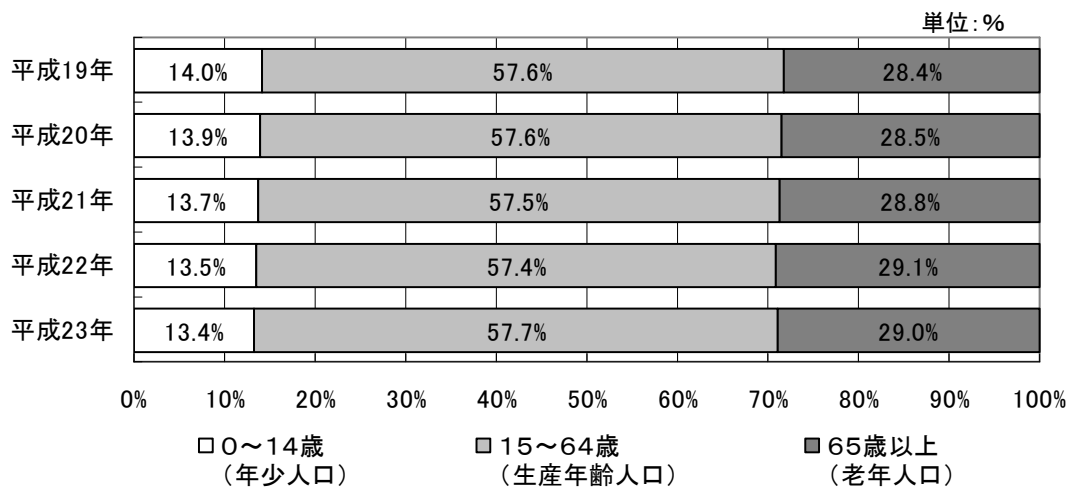
1. 人口状況

有田川町の人口は年々減少傾向にあり、5年間で924人減少しています。
また、年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合の低下に対し、高齢者人口の割合が上昇しています。少子高齢化の進行がうかがえます。

■ 人口推移状況



■ 3区分別人口構成比の推移

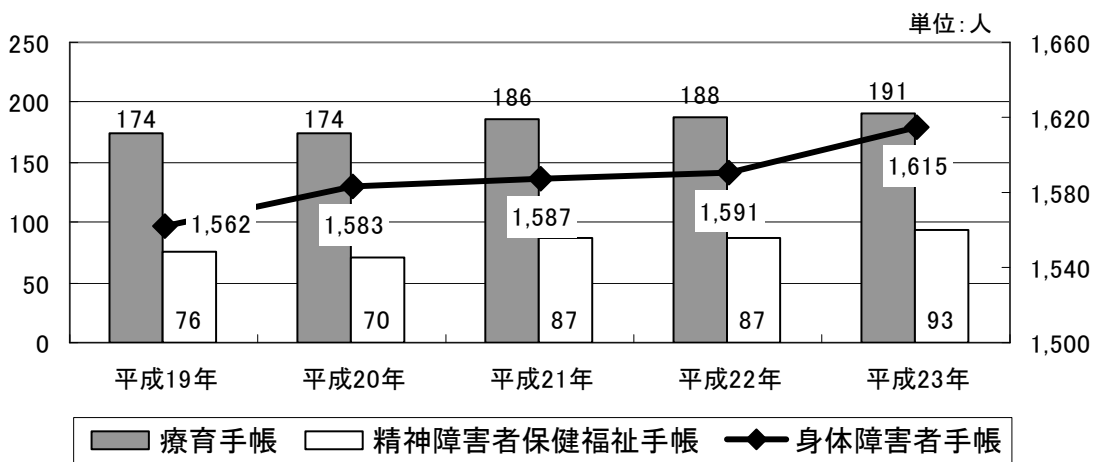


※四捨五入により割合の合計値が100%にならない場合があります。

2. 各種手帳所持者数

直近5年間の障害者手帳所持者数の状況は、身体障害者手帳所持者が 53 人（3.4%増）、療育手帳所持者が 17 人（9.8%増）、精神障害者保健福祉手帳が 17 人（22.4%増）と増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移

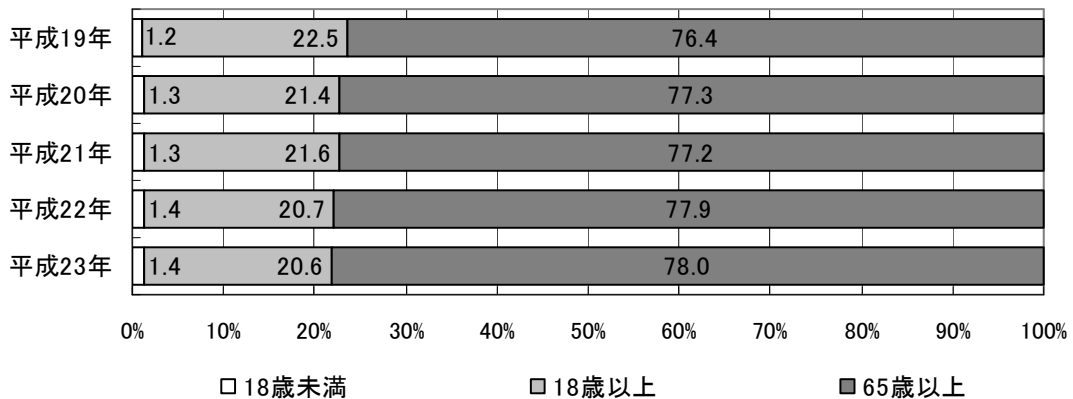


資料：やすらぎ福祉課 平成 23 年 10 月値

■ 障害者手帳所持者数の年齢別構成比の推移

① 身体障害者手帳

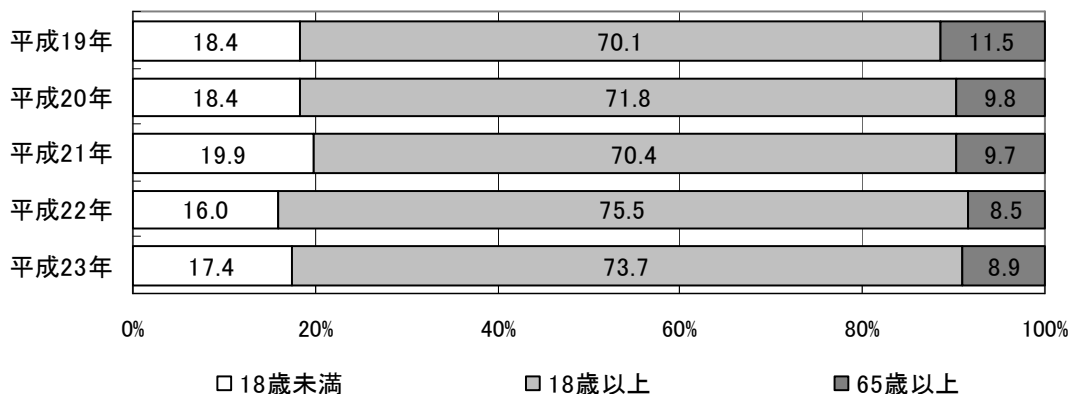
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、5年間で 18 歳以上が 1.9 ポイント減少しており、65 歳以上が 1.6 ポイント増加しています。



資料：やすらぎ福祉課 平成 23 年 10 月値

②療育手帳

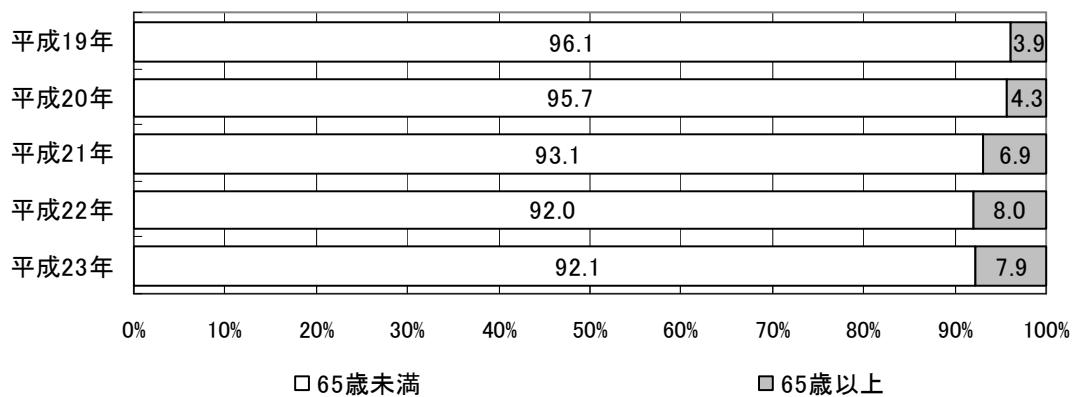
療育手帳所持者数の推移をみると、5年間で18歳未満がほぼ横ばいなのに対し、18歳以上は3.6ポイント増加しています。



資料：やすらぎ福祉課 平成23年10月値

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳数の推移をみると、5年間で65歳以上が4ポイント増加しています。



資料：やすらぎ福祉課 平成23年10月値

3. 各種手当受給者数

各種手当受給者数の状況は、平成 22 年で、障害基礎年金が 578 人、特別児童扶養手当が 46 人、特別障害者手当が 46 人、障害児福祉手当が 10 人、重度心身障害者（児）福祉手当（町単独事業）が 604 人となっています。

■ 各種手当受給者数の推移

単位：人

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
障害基礎年金（1、2級合計）		578	579	578
特別児童扶養手当	1級	19	21	19
	2級	31	28	27
特別障害者手当		47	40	46
障害児福祉手当		10	9	10
重度心身障害者（児）福祉手当 （町単独事業）		635	582	604

資料：やすらぎ福祉課、住民課

※障害基礎年金は 3 月末、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当は 8 月現在、重度心身障害者（児）福祉手当は 12 月時点の数値

4. 相談受付状況

相談支援事業所における相談受付の状況は、平成 22 年度で、対象者が 42 人となります。相談実績の内訳としては、電話対応が最も多くなっています。

■ 平成 22 年度相談支援事業の実績

単位：人

	身体	知的	精神	合計
障害別新規対象者人数	10	12	10	42

単位：件

	電話	訪問	来所	合計
相談実績内訳	824	364	26	1,214

資料：やすらぎ福祉課

5. 特別支援学校の状況

特別支援学校在学者数は、平成 22 年現在で 18 人となっています。

■ 特別支援学校在学者数（平成 22 年度）

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
特別支援学校在学者数	4	3	11	18

資料：やすらぎ福祉課

6. 団体活動の状況

町内の障害のある方々に関する活動団体は、以下の通りとなります。

■ 団体活動状況（平成 22 年度）

単位：人

	会員数
有田川町身体障害者福祉連盟	114
有田川町障害児者父母の会	45

資料：やすらぎ福祉課

第3章 福祉サービスの提供

第1節 障害福祉計画の概要・実施状況

1. 数値目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 22 年度現在、有田川町における入所施設の入所者は 20 人、削減数は 7 人、地域移行数は 5 人となっています。

項 目	第2期計画		実績
	平成 17 年 10 月(基準)	平成 23 年度末目標	平成 22 年度
入所者数	27 人	24 人	20 人
削減数	-	3 人	7 人
地域移行数	-	4 人	5 人

【現状と課題】

入所者数、削減数、地域移行数ともに、当初目標を達成しており、施設からケアホーム等への移行がみられます。実情に応じた目標値を設定し、いっそうの地域生活への移行を促進する必要があります。

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

平成 18 年度における入院中の精神障害のある人の地域生活への移行実績は、1 人となっています。

項 目	第2期計画		実績
	平成 14 年(基準)	平成 23 年度末目標	平成 18 年度
退院可能者数	14 人	12 人	1 人

【現状と課題】

県の計画と整合性を取りながら、適時設定する必要があります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成 22 年度現在、有田川町における福祉施設から一般就労への移行実績は 1 人となっています。

項 目	第2期計画		実績
	平成 17 年(基準)	平成 23 年度末目標	平成 22 年度
一般就労移行者数	0 人	1 人	1 人

【現状と課題】

引き続き目標値達成に向け、就労支援に努める必要があります。

4. 障害福祉サービスの利用状況

■ 介護給付サービス利用実績

	単 位		平成 21 年度	平成 22 年度
居宅介護等	時間分／月	計画値	330	363
		実績値	200	322
		達成率	60.6%	88.7%
短期入所	人日分／月	計画値	161	169
		実績値	130	134
		達成率	80.7%	79.3%
児童デイサービス	人日分／月	計画値	208	214
		実績値	198	301
		達成率	95.2%	140.7%
療養介護	人分／月	計画値	0	1
		実績値	0	0
		達成率	-	-
生活介護	人日分／月	計画値	333	455
		実績値	261	467
		達成率	78.4%	102.6%
施設入所支援	人分／月	計画値	18	20
		実績値	17	15
		達成率	94.4%	75.0%
共同生活介護 ・共同生活援助	人分／月	計画値	19	22
		実績値	9	14
		達成率	47.4%	63.6%

【現状と課題】

児童デイサービスや生活介護について、平成 22 年度実績が計画値を上回っています。それ以外のサービスでは、いずれも実績値が計画値を下回っています。

利用実績やニーズを踏まえた、適切なサービス見込みを行う必要があります。

■ 訓練等給付サービス等利用実績

	単 位		平成 21 年度	平成 22 年度
自立訓練(機能訓練)	人日分/月	計画値	0	21
		実績値	0	0
		達成率	-	-
自立訓練(生活訓練)	人日分/月	計画値	170	191
		実績値	83	0
		達成率	48.8%	-
就労移行支援	人日分/月	計画値	79	127
		実績値	91	69
		達成率	115.2%	54.3%
就労継続支援(A型)	人日分/月	計画値	111	140
		実績値	30	178
		達成率	27.0%	127.1%
就労継続支援(B型)	人日分/月	計画値	272	318
		実績値	131	213
		達成率	48.2%	67.0%
相談支援	人分/月	計画値	7	9
		実績値	0	0
		達成率	-	-

【現状と課題】

旧体系サービスの移行が一定進んだことから、就労移行支援の平成 21 年度実績値及び就労継続支援（A型）の平成 22 年度実績値が計画値を上回っています。それ以外のサービスでは、いずれも実績値が計画値を下回っています。

5. 地域生活支援事業の利用状況

		単 位		平成 21 年度	平成 22 年度
相談支援 事業	障害者相談支 援事業	箇所／年	計画値	2	2
			実績値	2	2
			達成率	100.0%	100.0%
	地域自立支援 協議会	箇所／年	計画値	実施	実施
			実績値	実施	実施
			達成率	100.0%	100.0%
成年後見制度利用 支援事業		箇所／年	計画値	1	1
			実績値	2	3
			達成率	200.0%	300.0%
コミュニケ ーション 支援事業	手話通訳者派遣 事業	件／年	計画値	19	21
			実績値	2	9
			達成率	10.5%	42.9%
	要約筆記者派遣 事業	件／年	計画値	3	4
			実績値	0	0
			達成率	-	-
日常生活 用具給付 事業	介護訓練 支援用具	件／年	計画値	3	3
			実績値	3	3
			達成率	100.0%	100.0%
	自立生活 支援用具	件／年	計画値	4	5
			実績値	5	4
			達成率	125.0%	80.0%
	在宅療養等 支援用具	件／年	計画値	4	5
			実績値	3	11
			達成率	75.0%	220.0%
	情報・意思疎通 支援用具	件／年	計画値	4	5
			実績値	1	3
			達成率	25.0%	60.0%
	排泄管理 支援用具	件／年	計画値	200	250
			実績値	288	290
			達成率	144.0%	116.0%
	住宅改修費	件／年	計画値	4	5
			実績値	8	2
			達成率	200.0%	40.0%

		単 位		平成 21 年度	平成 22 年度
移動支援事業		箇所／年	計画値	5	6
			実績値	6	7
			達成率	120.0%	116.7%
		人分／年	計画値	16	18
			実績値	8	9
			達成率	50.0%	50.0%
		時間分／年	計画値	750	800
			実績値	535	423
			達成率	71.4%	52.9%
地域活動支援センター事業		箇所	計画値	1	1
			実績値	1	1
			達成率	100.0%	100.0%
日中一時支援事業	A型	回分／年	計画値	40	50
			実績値	28	88
			達成率	70.0%	176.0%
	B型	回分／年	計画値	1,000	1,100
			実績値	651	695
			達成率	65.1%	63.2%
更生訓練費給付事業		回／年	計画値	13	14
			実績値	0	0
			達成率	-	-
知的障害者職親委託制度事業		人分／年	計画値	3	4
			実績値	1	1
			達成率	33.3%	25.0%
身体障害者自動車改造助成金給付事業		回／年	計画値	2	3
			実績値	2	0
			達成率	100.0%	-
身体障害者自動車操作訓練事業		回／年	計画値	1	2
			実績値	0	0
			達成率	-	-

【現状と課題】

第1期計画値と比較すると、計画値を下回る事業も見られることから、これまでの利用実績を踏まえた見込み量の算出が求められています。

第2節 サービス提供における基本の方針

1. 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、必要とするサービス等の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るための障害福祉サービスの提供体制を整備していきます。

2. 入所等から地域生活への移行の推進

グループホーム等の居住の場の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域生活への移行の推進に努めます。

3. 福祉的就労から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉的就労から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大していきます。

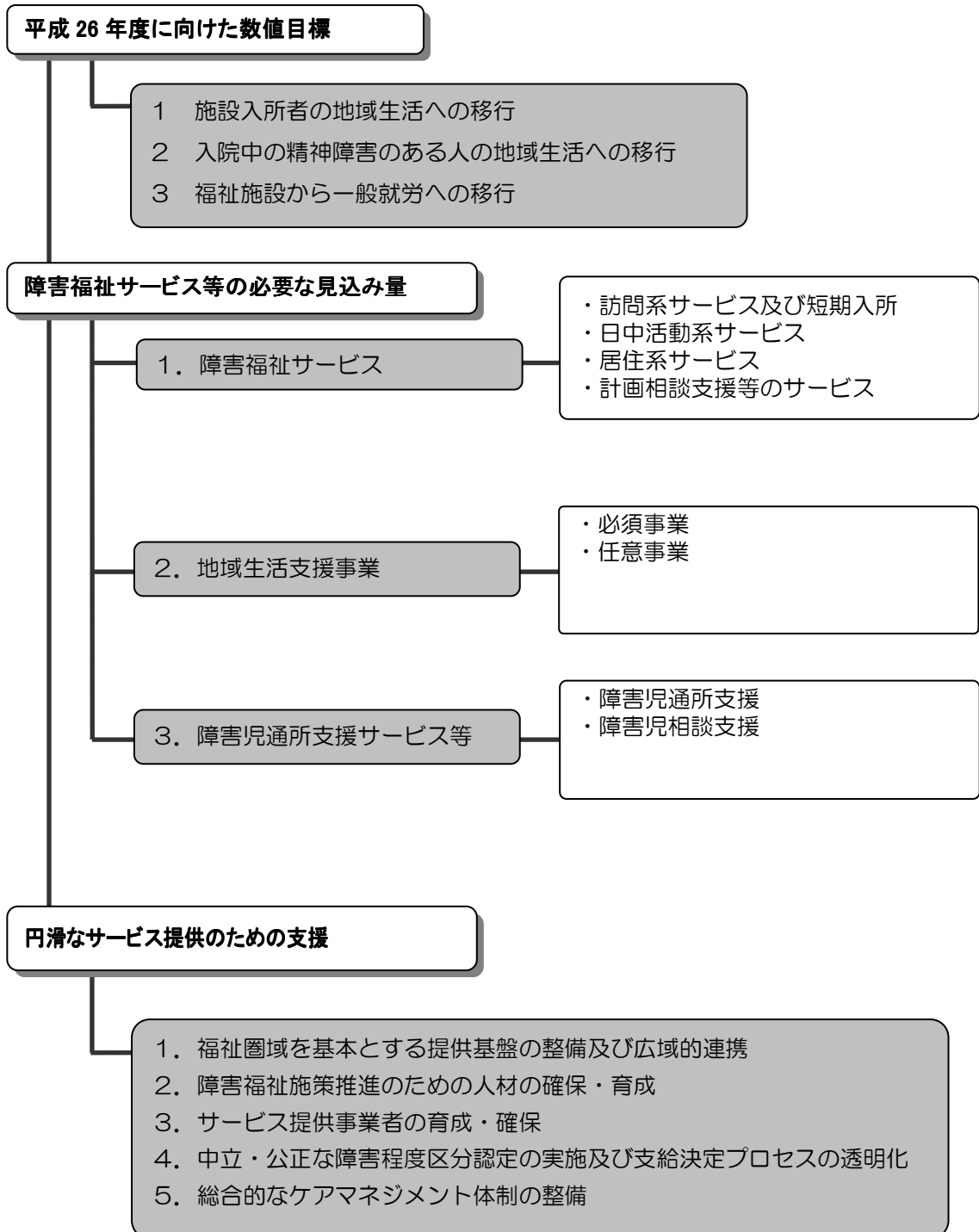
4. 相談支援体制の充実

自立支援協議会や関係機関等との連携のもと、個々に応じた適切な支援・サービス提供等へつなぐ包括的な相談支援体制を強化するとともに、長期的に相談支援専門員の質・量の確保に向けた取り組みを進めます。

5. 障害のある子どもへのサービスの充実

ライフステージに切れ間のない支援を行うこと及び自立支援協議会において障害児・者について一体的な協議を行っていくとともに、当該サービスを所管する児童福祉部局と障害福祉サービスを所管する障害福祉部局とが密接に連携し、障害児通所支援サービス等の充実を図ります。

障害福祉計画の施策体系



第3節 平成 26 年度に向けた数値目標

障害のある人の地域生活への移行支援や就労支援等、新たな課題に対応していくため、障害福祉サービス量を見込むなかで、平成 26 年度を目標年度として、数値目標を設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

県の数値目標に基づき、平成 26 年度末時点の施設入所者数の削減及び地域生活への移行を目指します。

項目	数 値	考え方
平成 17 年度入所者数(A)	27 人	基準年度
平成 22 年度入所者数	20 人	平成 22 年度までの実績値
目標年度入所者数(B)	20 人	平成 26 年度末見込
目標値(削減見込)(C)	7 人	$(A) - (B) = (C)$
	25.9%	$\ast(C)/(A)$
目標値(地域移行数)(D)	2 人	地域移行者数(施設退所予定者数)
	7.4%	$\ast(D)/(A)$

【目標値の達成に向けた方策】

障害のある人やその家族の地域移行への不安が取り除けるよう、啓発を進めるとともに、各種在宅サービスの充実やグループホーム、ケアホーム等居住の場の確保により、地域生活へ向けた支援体制の整備に努めます。居住の場の確保にあたっては、圏域内の不動産事業者への事業必要性の啓発、空き物件情報や転用可能な公共施設の情報提供をはじめ、事業所や病院との協議のもと新規開設等に努めます。

入所者の家族の合意形成を図りながら、事業所との連携により、地域での生活を希望する人の地域移行を支援していきます。

2. 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

参考：第2期計画における目標設定

項目	数値	考え方
現在の退院可能者数	14人	平成14年患者調査の退院可能な精神障害のある人の数
目標値（減少数）	12人	平成23年度末までに目指す減少数

【目標値の達成に向けた方策】

第2期計画では、「平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院すること」をめざして、平成14年患者調査の退院可能な精神障害のある人（14人）のうち、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を12人と設定しました。

しかし、市町村では入院中の精神障害者について十分な情報を把握することが困難であることなどから、第3期計画においては、都道府県において明確な目標値を設定することとなっています。

第3期計画では、国の基本指針において、精神科病院からの退院、地域移行のさらなる促進に関する要素をより具体化、精緻化した着眼点として、「1年未満入院者の平均退院率」及び「5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数」が示されています。

本町では、県の数値目標を踏まえながら、自立支援協議会等との連携のもと相談支援の充実を図り、精神障害のある人の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び障害福祉サービスの利用者数及び見込み量を設定します。

3. 福祉施設から一般就労への移行

平成 26 度中に福祉施設から一般就労に移行する人の目標を第 2 期に引き続き、継続して設定します。

項目	数 値	考え方
現在の一般就労移行者数	1 人	平成 22 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	2 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【目標値の達成に向けた方策】

有田圏域地域自立支援協議会に就労部会を設置し、関係機関との連携により、広域的な観点から就労支援を実施していきます。自立訓練、就労移行等の訓練により、本人の知識と能力の向上に努めます。また、公共職業安定所等、就労関連機関との連携のもと、本人の適性にあった職場を開拓するとともに、トライアル雇用等の就労支援制度を活用し正規雇用を目指します。同時に、就職後のフォローを行い職場への定着を支援します。

また、企業に対しては、上記就労部会、ハローワーク等と連携し障害のある人の雇用の啓発に努めます。

第4節 障害福祉サービス

障害のある人が様々な介助により、安心して日常生活を送ることができるよう支援するとともに、その自立を促す各種訓練等を行うことで、豊かでうるおいのある地域生活を支援していきます。

事業類型		実施事業
自立支援給付	訪問系及び短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・同行援護 ・短期入所
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・療養介護
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)
	計画相談支援等のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

●障害福祉サービス見込み量の見方●

各年度の一月あたり（10月を基準）の利用時間、利用日数及び利用人数を示しています。単位については、

【時間分】 一月あたりのサービスの延べ利用時間数

【人日分】 一月あたりのサービスの延べ利用日数

【人分】 一月あたりのサービス実利用人数 を表しています。

1. 訪問系及び短期入所サービス

(1) 居宅介護等（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援）

入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護（ホームヘルプサービス）」、肢体に重度の障害のある人を対象に、居宅介護や外出支援を行う「重度訪問介護」、知的障害や精神障害のある人の外出の際に介護や危険回避等の援護を行う「行動援護」、常時介護を要する重度の障害のある人を対象に包括的な在宅サービスを行う「重度障害者等包括支援」を提供します。

同行援護は、平成 23 年 10 月からの新しいサービスとなっています。移動に著しい困難がある視覚障害のある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護等	時間分／月	600	700	800
	人分／月	60	70	80

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

ニーズに応じたサービスの必要量を確保に努めます。また、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、居宅介護、重度訪問介護のみならず、行動援護、重度障害者等包括支援など多様な事業者の参入を促進していきます。

また、同行援護について、現在の支給決定者数や視覚障害者の今後の利用意向等を勘案し、平成 26 年度までのサービス見込み量を設定しました。サービスを必要とする人が適切に利用できるように、サービスの周知に努めます。障害福祉サービス事業所に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

(2) 短期入所

介護者が病気の場合等における、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「短期入所（ショートステイ）」の提供を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	人日分／月	150	160	170
	人分／月	13	14	15

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

特別支援学校通学者の夏休み中の受け入れ先として、必要となっており、サービス必要量の確保に努めます。

また、利用者への制度周知を図り、サービス内容に関する理解を促進し、サービス量の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設で行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行う「生活介護」を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分／月	720	900	1,080
	人分／月	40	50	60

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

現在のサービス利用状況に加え、入所施設からの地域移行、旧体系施設からの移行、支援学校からの卒業生、ニーズ調査からの利用意向等を勘案して見込んでいます。

今後とも利用ニーズの把握に努め、希望する人がサービスの提供を受けられるように努めます。

(2) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練等を行う「自立訓練（機能訓練及び生活訓練）」を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練(機能訓練)	人日分／月	0	21	21
	人分／月	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日分／月	17	17	17
	人分／月	1	1	1

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

サービスを必要とする人が適切に利用できるように、サービスの周知に努めます。また、サービス提供事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、事業参入の促進を図ります。

(3) 就労移行支援

職場実習等、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等を行う「就労移行支援」を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	人日分/月	90	120	120
	人分/月	5	7	7

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障害のある人の就労を支援するためには、就労移行支援事業の充実を図ることが必要となります。そのため、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行うなどにより、多様な事業所の参入を促進します。

また、自立支援協議会において、就労支援機関や企業等と連携するなど、就労支援策の強化に向けて取り組みます。

(4) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う「就労継続支援」を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援(A型)	人日分/月	450	450	450
	人分/月	25	25	25
就労継続支援(B型)	人日分/月	360	450	450
	人分/月	20	25	25

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障害のある人の就労を支援するためには、就労継続支援事業の充実を図ることが必要となります。そのため、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行うなどにより、多様な事業所の参入を促進します。

また、就労支援機関や企業等との連携のもと、本事業から一般就労への移行を図るとともに、一般就労が継続できなかった場合のフォローアップとして本事業を活用し、継続的な就労支援に努めます。

(5) 療養介護

主として日中に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行う「療養介護」の提供を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	人分/月	7	7	7

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

現在の重症心身障害児施設（委託病床を含む）、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として見込み量を算出しています。今後、事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行うことにより、参入の促進を図ります。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行います。

また、「共同生活介護（ケアホーム）」は、主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 共同生活介護	人分／月	27	28	30

※共同生活介護(ケアホーム)との合算値

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

現在のグループホーム・ケアホーム利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活移行やニーズ調査からの利用意向、退院可能な精神障害者の地域生活移行等を考慮して、サービス量を見込んでいます。

さらに、地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者や施設に入所中の人の地域生活移行を進めていくことが求められていることから、制度の趣旨や新規サービスの内容などに関する情報を提供し、事業者の参入促進に努めグループホーム・ケアホームの誘導・整備を進めます。

また、今後の地域移行の状況を把握し、広域で調整しながら、適切な居住基盤の確保に努めます。

(2) 施設入所支援

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「施設入所支援」を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	人分/月	20	20	20

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

現在の施設入所者数を基礎として、旧体系施設の移行や施設入所者の地域生活への移行等を考慮して、サービス量を見込んでいます。

有田圏域内に入所施設はない状況です。施設入所が必要な人については、広域的な連携のもと、本サービスへの円滑な移行に努めます。

4. 計画相談支援等のサービス

(1) 計画相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人に対し、支給決定時において、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、継続サービス利用支援（モニタリング）については、支給決定後において、国が定める標準期間及び勘案事項を踏まえ、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人分/月	80	120	180

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

計画相談支援については、平成 24 年 4 月 1 日施行の法改正により対象者の大幅な拡大が図られたことにより、利用者の増加が予想されます。原則として 3 年間ですべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象者として見込み量を設定しています。また、継続サービス利用支援（モニタリング）についても、計画相談支援利用者を対象として、新規利用者や施設入所者、地域移行者等の状況を勘案して見込み量を設定しています。

ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、県との連携及び自立支援協議会等における研修等を通じて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の養成を進めます。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	人分/月	2	2	2

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

平成 24 年度からの新しいサービスとなっています。

現在、入所施設の個別支援計画に地域生活移行支援内容が記載されている人の人数等を勘案して利用者数を設定しています。

自立支援協議会において、地域移行へのニーズの把握等に努めます。また、相談支援専門員等の質・量の確保を図るため、県と連携し、相談支援専門員等の養成や指定一般相談支援事業者を対象とした研修等の実施に努めます。

(3) 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他の便宜を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域定着支援	人分/月	1	1	1

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

平成 24 年度からの新しいサービスとなっています。

自立支援協議会において、地域定着支援ニーズの把握等に努めます。また、相談支援専門員等の質・量の確保を図るため、県と連携し、相談支援専門員等の養成や指定一般相談支援事業者を対象とした研修等の実施に努めます。

第5節 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体であると位置付けられた法定事業です。障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を行います。

事業類型		実施事業
地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業 ・更生訓練費給付事業 ・知的障害者職親委託制度事業 ・身体障害者自動車改造助成金交付事業 ・身体障害者自動車操作訓練事業

●地域生活支援事業見込み量の見方●

【箇所】	各年度におけるサービス提供事業所数
【人分】	年間のサービス実利用人数
【時間分、件、回】	年間のサービス延べ利用時間及び件数、回数を表しています。

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障害のある人の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した生活を営むことができるようにすることを目的に実施します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	箇所 /年	3	3	4
障害者相談支援事業		2	2	3
地域自立支援協議会		実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	件数 /年	3	3	4

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

今後、重度の障害のある人の地域生活の増加や、施設や病院からの地域移行が見込まれ、相談支援事業の重要性はますます高まるものと思われます。現行の事業所による継続的な事業の実施を図ります。また、有田圏域内の連携により相談支援体制の充実に向けて、相談体制の整備に取り組みます。

有田圏域自立支援協議会において、圏域内に居住する障害のある人・障害のある児童の自立した社会生活及び日常生活を支援し、ライフステージに応じた福祉、保健医療、療育就学、就労等の各種サービスを総合的な調整及び推進に努めます。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業	件/年	10	10	10
要約筆記者派遣事業		3	3	3

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

奉仕員養成講座及び講座修了者に対する研修等を継続的に実施し、利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳及び要約筆記者登録者の確保並びに質の向上に取り組みます。

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	件/年	4	5	6
自立生活支援用具		5	6	7
在宅療養等支援用具		10	10	10
情報・意思疎通支援用具		5	5	5
排泄管理支援用具		300	350	400
住宅改修費		6	6	6

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

今後、給付品の質の向上を目指すとともに、利用者の負担を軽減する観点からより低廉な価格で提供していくため、特に継続的給付が必要なものについて購入方法を検討していきます。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人のために外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	箇所／年	7	7	7
	人分／年	10	11	13
	時間分／年	600	700	800

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

今後、障害のある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、利用人数、利用量共に増加することが見込まれることから、サービス提供事業者の確保に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター事業	箇所／年	1	1	1
	人分／年	10	10	10

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。

2. 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。事業内容は以下の2種類になります。B型については、児童福祉法に基づく新たなサービスとなる放課後等デイサービスへ移行することが想定されています。

A型・・・障害のある人を家庭において介護できない場合、福祉施設等で宿泊をとまなわない短期入所を行う。

B型・・・障害のある小中高生を、放課後に預かるとともに、社会に適應する日常的な訓練を行う。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業 (A型及びB型)	回分/年	90	100	110
	人分/年	9	10	11

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

利用者のニーズを適切に把握し、事業者と連携してサービスを担う人材の育成及び確保を図り、サービスの充実に努めます。

(2) 更生訓練費給付事業

身体障害者更生施設並びに身体障害者授産施設（国の設置する施設を除く。）に入所している人に、更生訓練費を支給し、社会的自立の促進を図ります。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
更生訓練費給付事業	回分／年	13	14	15

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

給付対象者の正確な把握に努めるとともに、訓練費の支給等により、安定的な更生訓練を行えるよう支援を行っていきます。

(3) 知的障害者職親委託制度事業

知的障害のある人を一定期間、知的障害のある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着を高め、知的障害のある人の自立更生を図ります。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
知的障害者職親委託制度事業	人分／年	1	1	2

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

企業への啓発活動等の機会を利用し、職親となる事業経営者の確保及び協力者の新規掘り起こしに努めます。

(4) 身体障害者自動車改造助成金交付事業

就労等社会活動に参加することにとめない、自動車の改造を要する身体に重度の障害のある人に対し助成金を交付し、社会復帰を促進します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者自動車改造助成金交付事業	回分／年	2	3	3

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

広報等を利用し、制度の周知を行うとともに、給付対象者の正確な把握に努めます。

(5) 身体障害者自動車操作訓練事業

身体に障害のある人に対して、就労等の社会活動への参加を促進するため、自動車の運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者自動車操作訓練事業	回分／年	1	2	2

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

広報等を利用し、制度の周知を行うとともに、助成対象者の正確な把握に努めます。

第6節 障害児通所支援サービス等

障害児の通所支援サービスとそれに伴う相談支援サービスについては、平成 24 年度から児童福祉法を根拠法として市町村が実施することとなります。

「障害児通所支援サービス等における見込み量と確保のための方策」を、第3期障害福祉計画の一部として位置づけることとします。

事業類型		実施事業
障害児通所支援サービス等	障害児通所支援	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
	障害児相談支援	・障害児相談支援

1. 障害児通所支援

これまで、障害児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、改正障害者自立支援法の平成 24 年 4 月 1 日の施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化され、障害児通所支援として、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスが創設されます。

本計画における平成 24 年度以降の障害児通所支援の見込み量は、第2期計画での障害児対象サービスの利用実績を踏まえ、事業所の移行予定等を勘案し、次のとおり設定します。

(1) 児童発達支援

身体障害のある児童、知的障害のある児童または精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人日分/月	299	367	380
	人分/月	22	27	28

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

ニーズに応じたサービスの必要量を確保に努めます。また、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、居宅介護、重度訪問介護のみならず、行動援護、重度障害者等包括支援など多様な事業者の参入を促進していきます。

平成 24 年度からの新しいサービスとなっています。現行の児童デイサービスからの移行が想定されるサービスのため、現在の児童デイサービスの就学前児童の利用状況等を勘案し、平成 26 年度までのサービス見込み量を設定しました。

今後、児童及び障害福祉分野の関係部局の連携を十分に図りながら、利用ニーズを把握し、サービスの周知に努めます。

児童福祉施設として有する専門機能を活かし、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域支援（保育所等訪問支援・障害児相談支援など）を積極的に行い、地域の中核的な療育支援施設として役割が期待される児童発達支援センターについては、今後設置に向けての検討を進めていきます。

(2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	人日分/月	300	400	500
	人分/月	15	20	25

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

平成 24 年度からの新しいサービスとなっています。現行の日中一時支援からの移行が想定されるサービスのため、平成 24 年度からの事業所の参入及び現在の日中一時支援の障害児の利用状況等を勘案し、平成 26 年度までのサービス見込み量を設定しました。

今後、児童及び障害福祉分野の関係部局の連携を十分に図りながら、利用ニーズを把握し、サービスの周知に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育所等訪問支援	回/月	0	6	9

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

平成 24 年度からの新しいサービスとなっています。現在の保育所・幼稚園及び小学校・支援学校等における児童発達支援を必要とする児童の状況等を勘案し、平成 26 年度までのサービス見込み量を設定しました。

今後、児童及び障害福祉分野の関係部局の連携を十分に図りながら、利用ニーズを把握し、サービスの周知に努めます。

2. 障害児相談支援

(3) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画案を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、継続障害児支援利用援助（モニタリング）については、支給決定後において、国が定める標準期間及び勘案事項を踏まえ、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

サービス種	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害児相談支援	人分/月	2	3	5

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

平成 24 年度からの新しいサービスとなっています。

原則として3年間ですべての障害児通所支援の利用者を対象者として見込み量を設定しています。また、継続障害児支援利用援助（モニタリング）についても、障害児相談支援利用者を対象として、新規利用者や在宅の利用者等の状況を勘案して見込み量を設定しています。

ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、県との連携及び自立支援協議会等における研修等を通じて、障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成を進めます。

第7節 円滑なサービス提供のための支援

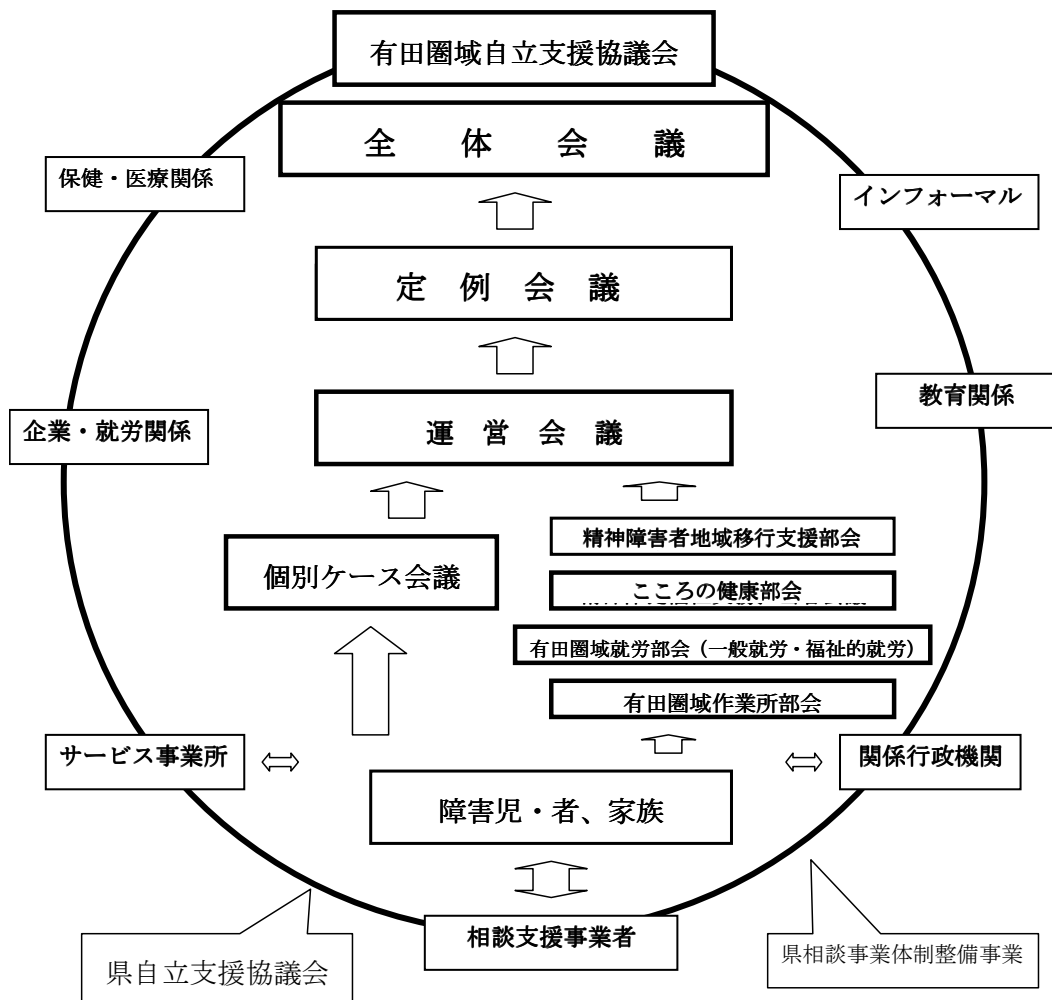
1. 福祉圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携

有田圏域自立支援協議会の開催により、ライフステージに応じた福祉、保健医療、療育、就学等の各種サービスを総合的に調整及び推進します。

圏域内各市町における連絡及び情報の共有体制を構築し、効率的かつ適切なサービス提供基盤の整備に努めます。

有田圏域自立支援協議会運営構成

《地域における関係機関とのネットワーク》



2. 障害福祉施策推進のための人材の確保・育成

和歌山県や近隣市町との連携のもと、不足しているサービスについて事業者の参入を働きかけ、障害福祉サービスの充実努めるとともに、町で実施する地域生活支援事業の充実努めます。また、県やサービス事業者等との連携のもとに、県の実施する従事者の研修の周知を図るとともに、利用者の苦情対応窓口の紹介等利用者の権利の擁護を図ります。

3. サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービスの充実を図るためには、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、介護サービス事業所等への情報提供等により、新規参入を促進します。また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行います。

4. 中立・公正な障害程度区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、サービス支給決定に向けて、障害程度区分と勘案事項等を把握するための認定調査等を適切に実施します。また、サービス利用計画の作成の支援を行う、相談支援専門員等の育成・支援に努めていきます。

5. 総合的なケアマネジメント体制の整備

相談支援事業を実施する相談支援事業所において、障害の種類や程度等に応じて、一人ひとりに合ったサービス利用計画のマネジメントを実施するとともに、福祉サービスの利用援助を行います。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスのみならず地域生活支援事業、保健・医療サービス、有償を含むボランティア等のインフォーマルなサービスを活用できるように、随時、関係課や関係機関、サービス事業所等による調整を行います。

第4章 計画の推進体制

1. 国・県及び近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国及び和歌山県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。また、事業所や障害のある方々の団体、ボランティア団体の多くが広域的に支援体制を構築していることから、福祉サービスの基盤整備、相談支援等、広域的な対応が望まれる施策にあたっては、有田圏域を基本とした、近隣市町との広域的な連携・協力のもと実施していきます。

2. 共助による地域支援の推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、ボランティア団体等による支援や協力が重要です。そのため、障害のある人一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めながら、行政・当事者団体・ボランティア団体等の関係機関がそれぞれの役割を担うとともに、相互連携のもと施策を推進していきます。

特に、地域や関係機関との連携により、災害時における要援護者の避難誘導や日ごからの見守り活動など、防災計画等の関連計画との整合性を図りつつ推進します。

3. 関係機関における連携

障害のある人への施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

4. 計画の評価・検討

計画の各段階において、施策の進捗状況を確認し、指針に基づいた施策となるように、協議会等の各種検討機関において、実効性の確認及び評価・検討を行います。また、計画の推進にあたっては、和歌山県及び近隣市町との広域的な連携を図ります。